

Just FIT TIMES

暮らしに役立つ情報を提供します

お盆に考えたい「未来への準備」

お盆の時期は、家族や親族が集まる大切な機会です。このタイミングで、普段はなかなか話せない将来のことについて、ご家族で会話する機会を設けてみてはいかがでしょうか。

今回は、近年話題になることが多い「相続」について、安心してご自身の老後を迎え、そして大切なご家族へ想いを繋ぐための準備という視点から、知っておきたい3つのポイントをご紹介します。

想いを伝える「生前贈与」

「生前贈与」とは、ご自身が元気なうちに、ご家族などへ財産を贈与する（譲り渡す）ことです。「自分の財産を、誰に、いつ、どれくらい渡すか」をご自身の意思で決められるのが大きな特徴です。

例えば、「暦年贈与」という方法では、年間 110 万円までの贈与であれば贈与税がかかりません。この仕組みを利用して、早いうちから計画的に贈与を行うことで、将来の相続税の負担を軽減できる可能性があります。

ただし、亡くなる前の一定期間に行われた贈与は、相続財産に加算されるルールがあります。2024 年 1 月からの制度改正で、この期間が亡くなる前 3 年から 7 年へと延長されました。

ここでは詳しくは触れませんが、状況によっては、同じく制度改正があった「相続時精算課税制度」を利用の方が有利となる可能性もあります。

どちらを利用するにしても、ご自身の想いを円満に実現するために、早めに計画を立てることが大切です。

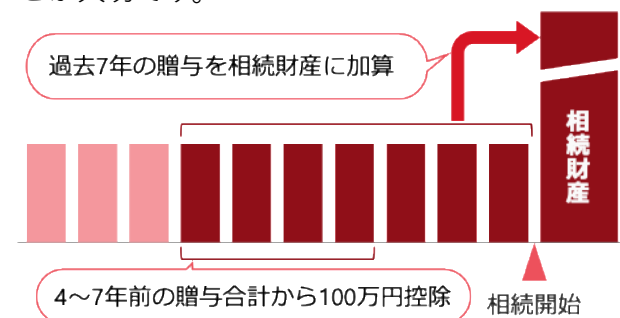


図1 生前贈与の相続財産への加算の仕組み

自宅を守る「小規模宅地等の特例」

ご自宅は、ご家族にとって最も大切な財産の一つではないでしょうか。その自宅の土地を相続する際に、一定の要件を満たせば、土地の評価額を最大で 80% も減額できる「小規模宅地等の特例」という制度があります。

例えば、評価額が 5,000 万円の土地であれば、1,000 万円の土地として扱い、税負担を大幅に軽減できる可能性があります。

福利厚生制度について

Employee Benefits

「ジャストフィットタイムズ」は、福利厚生制度の一環として、法改正や時事ニュース、おトクな税制優遇制度の情報など、みなさまの暮らしに役立つ情報を提供しています。

福利厚生制度では、みなさまの業務外の悩みに対してコンサルタントが問題解決をサポートします。詳しくは、対象者にお配りしている連絡カードをご参照ください。みなさまのご連絡をお待ちしております。

この特例を受けるためには、誰が相続するか（配偶者や同居していた親族など）といった条件や、土地の面積の上限（330 ㎡未満）など、定められた細かな要件を満たすことが求められます。ご自宅を安心してご家族に残すためにも、どのような準備が必要か知っておくと安心です。

き出せなかったり、株などの金融資産が放置されてしまったり、不要なサービスの支払いが続いてしまったりする恐れがあります。

対策として、利用しているサービス名やログイン情報を一覧にして安全な場所に保管し、ご家族に共有することなどが挙げられます。エンディングノートの活用も効果的でしょう。

まとめ

今回は、安心して未来を迎えるための準備として、3つのポイントをご紹介しました。

相続の準備は、終わりを意識するものではなく、ご家族への感謝や想いを形にするためのポジティブな活動だと考えています。

何から始めればよいか分からない、という方も多いかと思います。福利厚生制度では、今回ご紹介した制度のより詳しい情報提供や、その他のおトクな制度のご紹介なども可能です。専任コンサルタントが状況に応じてご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。

夏季休業のお知らせ

2025 年 8 月 13 日(水) ～ 8 月 20 日(水)

上記休業期間中にいただきましたご相談は、8 月 21 日(木)より順次対応いたします。

小規模宅地等の特例とは？

同じ家でも、特例を適用されると評価額が **80% まで減額** できる

適応しなかった場合



評価額
5,000 万円

適応した場合



評価額
1,000 万円

80%の減額

図2 小規模宅地等の特例とは※1

見落とされがちな「デジタル遺産」

近年、新たに出てきた課題が「デジタル遺産」です。例えば、インターネット上の銀行口座や証券口座、SNS のアカウント、有料のサブスクリプションサービスなどが対象となります。

これらの存在をご家族が知らないと、本人に万が一のことがあった場合に、遺族は預金を引